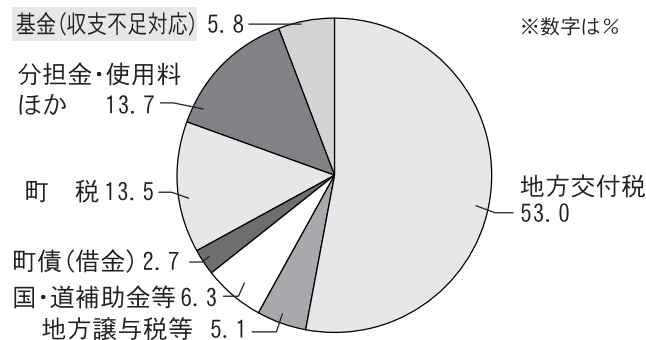
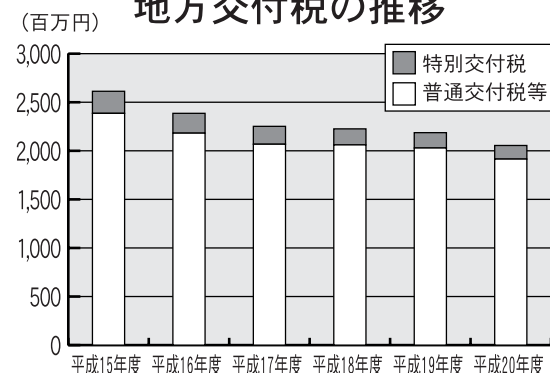


夢と希望の持てるまちづくりに向けて

20年度歳入(当初予算)の構成



地方交付税の推移



▶プラン策定の基本的な考え◀

これからは、特に限られた財布(予算)の中で財政運営することを強く意識していかなければなりません。

そこで、収入と支出の均衡を図るため、20年度の当初予算段階における収支不足額約2億円を解消することを目標にプランを策定します。

計画期間は、平成20年度から平成26年度までの7年間(うち22年度までを集中対策期間)としています。

1. 効率的な行政運営の確保と経費の圧縮

人件費の抑制、効率的な行政執行、職員力を発揮したゼロ予算事業への取り組みなど

2. 町単独事業などの見直しと経費の圧縮

21年度から縮減するほか、特に補助金や事業負担金は、期限設定(原則22年度まで)するなど
※23年度以降の事業は、財政状況を見て新たに制度設計

3. 施設サービスの見直しと維持管理経費の圧縮

利用サービス水準の見直し、管理形態見直しなど、維持管理経費を大幅に圧縮

4. 自主・自律性の高い財政運営の確保

歳入の安定化対策、借金返済額(公債費)の縮減など

5. 地域力の発揮

行政の力と町民の力を合わせた「地域力」の発揮により、町民生活の水準および質の維持確保

▶プランの推進◀

プランの実行に当たっては、町民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。このため、広報でのお知らせのほか、地域や団体にもプランの考え方や内容をお示しし、ご意見をいただき、さらに実行性の高いプランにしていきたいと考えています。

また、詳しい話を聞きたい団体・グループなどがあれば、おうかがいし説明させていただきますので気軽に声をおかけください。

役場企画財政課 (☎ 47-2115 役場2階 窓口12番)

特集

行政改革と財政健全化

町では、子どもからお年寄りまで、「夢と希望の持てる」まちの将来を築くため、その土台ともいえる財政の健全化をめざし、行政改革に取り組んでいます。

□現在の取り組み～集中改革プラン～□

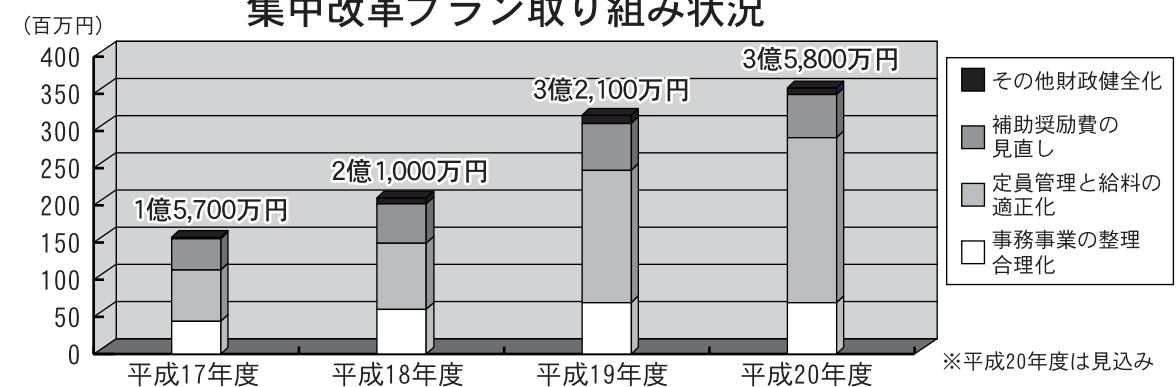
国(総務省)が平成17年3月に示した「行政改革推進のための新たな指針」に基づき、町でも平成17年度から21年度までを計画期間とする「集中改革プラン」(正式名「訓子府町行政改革プラン」)を策定し、取り組んでいます。主な内容は、次のとおりです。

集中改革プラン

主な項目	主な取り組み	平成19年度新たに取組んだものを中心に掲載
事務事業の整理合理化	●公共施設維持管理経費の縮減(保全水準見直し、委託発注方法の見直しなど)	※19年度の財政効果額 約6,900万円
定員管理と給料の適正化	●議員定数の減(14人⇒10人)、町長給料改定、副町長を置かない、退職者不補充など(8人減)、時間外手当等各種手当の削減など	※19年度の財政効果額 約1億7,800万円
補助奨励費等の見直し	●補助基準の見直し、団体等補助金の段階的削減など	※19年度の財政効果額 約6,300万円
その他財政健全化	●平成18年度から公共施設有料化、国営土地改良事業負担金の繰り上げ償還など	※19年度の財政効果額 約1,100万円

※効果額は、一部を除いて平成16年度当初予算と比較し、削減された額などです。

集中改革プラン取り組み状況



□さらなる改革～財政健全化戦略プランの策定～□

現在、集中改革プランを中心に行政改革を進めていますが、こうした取り組みが追いつかない規模で、町の収入の大きな割合を占める地方交付税が大きく減少しています。

このため、毎年度予算不足が生じており、町の大切な貯金(基金)を取り崩して、予算不足を補っている状況にあり、このままでは近い将来、限りある貯金(基金)も底を突いてしまいます。

そこで町では、これからのまちづくりの土台ともいえる財政の健全化をめざし、20年度中に「財政健全化戦略プラン」を策定し、さらなる改革に取り組むこととしています。